

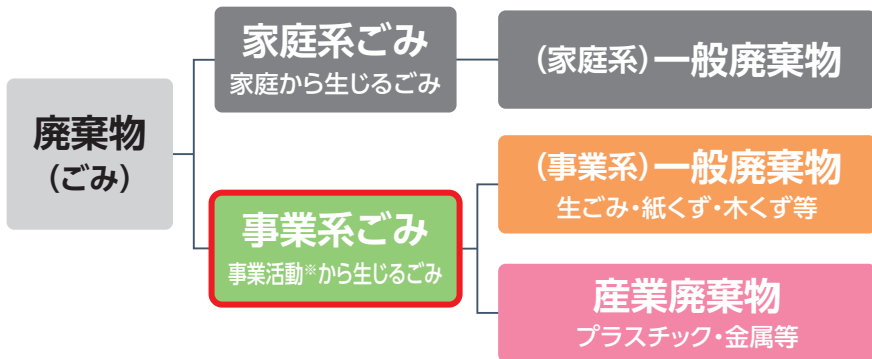
事業系ごみの出し方

事業系ごみは、地域のごみ集積所には出せません！

※少量排出事業者制度の届出をした場合を除く。

事業系ごみ

- 事業活動*により発生したごみを「事業系ごみ」といいます。
- 従業員の飲食で生じた弁当がらやビニール袋も事業系ごみ（産業廃棄物）です。
- 事業系ごみは、排出した事業者に処理の責任があります。



※事業活動…事業所・飲食店・工場・病院・学校・官公署・自治会等による活動

事業系一般廃棄物

主な種類

- (1) 生ごみ（食べ残し等） (2) リサイクルできない紙くず
(3) 天然繊維くず (4) 木くず・草

出し方

- 一般廃棄物収集運搬業者に委託

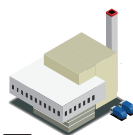


市の許可を受けた業者がごみを有料で収集・運搬



▲業者一覧

- 清掃センターに直接搬入



100kgまで1,200円
(100kgを超える場合、
10kgごとに120円を加算)

- 黄色いごみ袋で集積所に
出す(少量排出事業者制度)

制度の利用方法は裏面へ

黄色いごみ袋
(指定ごみ袋)



古紙のリサイクル

多量の古紙を排出する場合は、古紙業者にご相談ください。引取料金は、原則、**無料**です。



▲古紙業者

産業廃棄物

種類 (20種類)

廃プラスチック類（ペットボトル、ビニール、トレイ等）、
金属くず、ガラスくず等

出し方

産業廃棄物処理業者に依頼

⚠️ 清掃センターでは受入不可



▲産業廃棄物
(20種類)



▲静岡県産業
廃棄物協会HP

【産業廃棄物処理業者が分からない場合】
静岡県産業廃棄物協会 (054-255-8285)

【廃棄物の判断に困った場合】
静岡県東部健康福祉センター (055-920-2106)

少量排出事業者制度

利用方法

⚠ 産業廃棄物は、排出不可

STEP 1 市に届出をする

- 事業活動に伴う一般廃棄物排出届出書（様式第2号）
- 自治（町内）会長の承諾書（様式あり）
- ごみ集積所の位置図（自由様式）

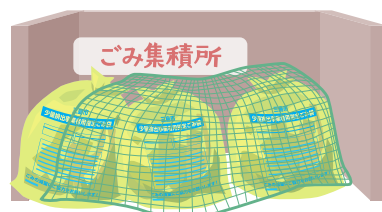
全て提出が必要



▲市HP

STEP 2 黄色いごみ袋（少量排出事業者用指定ごみ袋）

を購入し、届出をした集積所にごみを出す
※ごみ袋に事業者名と事業者番号を記入して出してください。



届出書の提出方法

●三島市清掃センター「窓口」で提出

月曜日～金曜日（祝日を除く）8:30～12:00 / 13:00～17:15

※黄色いごみ袋のサンプルをお渡しします。（郵送の場合はお渡しできません。）

●「郵送」で提出

※返信用封筒（切手を貼付）を必ず同封してください。

※書類に不備がある場合は、再提出が必要となることがあります。

ごみ出しの注意事項

●黄色いごみ袋を使用する （少量排出事業者用ごみ袋）

⚠ 家庭用ごみ袋は、使用不可



●1回に排出可能な重量は10kg以下

1回のごみ排出量が10kgを超える場合は業者に委託または清掃センターへ搬入



●排出できるごみは、一般廃棄物に限る

⚠ 産業廃棄物は排出不可



指定ごみ袋の販売価格（税込・1組10枚入り）

- 10ℓ袋：200円／組
- 20ℓ袋：400円／組
- 30ℓ袋：600円／組
- 45ℓ袋：900円／組

※45ℓ袋は、取手付きタイプと平袋タイプの2種類があります。



▲販売店舗